

平成23年10月24日

東日本大震災により被災された皆様へ
ー日本医師会年金規程の一部改正についてー

社団法人 日本医師会

東日本大震災により被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

日医年金では、東日本大震災で被災された加入者・受給者の皆様に対しまして、すでにご案内の通り（平成23年5月13日付お知らせ）、特別な対応を行っております。

この特別措置の内容を、下記の通り、年金規程及び施行細則の附則として追加する一部改正につきまして、7月19日の理事会で承認され、10月23日の臨時代議員会に報告致しましたので、ご案内申し上げます。

なお、改正条文につきましては、来年3月に、決算報告書に同封して制度加入者の皆様に送付する予定です。

記

日本医師会年金規程 改正条文

（平成23年7月19日一部改正）

1. <日本医師会年金規程>

附則

（施行日）

第1条 この改正規程は、理事会決議の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

（東日本大震災被災者の傷病年金の受給事由の特例）

第2条 第21条の2の規定にかかわらず、岩手県、宮城県、福島県その他の被災地域に住所または通信先を有する加入者は、東日本大震災にかかる復興資金を必要とする場合であっても、養老年金のうちの加算部分の全部または一部を、傷病年金として受給することができる。

2. <日本医師会年金規程施行細則>

附則

(施行日)

第1条 この改正施行規則は、理事会決議の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

(東日本大震災被災者の手続の特例)

第2条 岩手県、宮城県、福島県その他の被災地域に住所または通信先を有する加入者または年金受給者のうち、第15条から第18条または第20条から第25条に規定する書類の提出が困難である場合については、当該書類の提出を省略することができる。

(なお、次回の規程改正には、「災害時緊急時対応」の規定を設け、即座に対応できるようにする予定)

上記に限らず、医師年金に関しまして、お困りのことやご不明の点がありましたら、何なりとお問合わせ、ご相談くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

日本医師会 年金・税制課 Tel 03-3946-2121 (代表)

03-3942-6487 (直通) 平日 9:30~17:00

(個人データ確認のためのコンピューターシステムの関係で、お問合わせ時間を上記のとおりにさせていただきます。)

以上